

# 大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務（中央・東大阪） に係る企画提案公募要領

大阪府では、民間団体との効果的な連携による児童虐待対応体制の強化を目的に「大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務（中央・東大阪）」を実施します。

この業務については、より効果的・効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

※本事業は「平成 31 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

## 1 業務名及び業務の趣旨等

大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務（中央・東大阪）

### (1) 業務の趣旨・目的

府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成 27 年度以降、1 万件を突破した状況が続いており、児童虐待対応体制の強化が喫緊の課題となっています。

民間団体による児童の安全確認のための家庭訪問等は、保護者の抵抗感が軽減され、子育て相談もしやすくなること等に加え、児童虐待対応体制の強化につながり、虐待通告や保護者からの SOS 等に対して効果的・効率的な対応が可能になります。

### (2) 業務概要

府子ども家庭センター（児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 12 条における児童相談所。）は、児童虐待を受けたと思われる児童にかかる通告を受けた場合、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずることとされている（児童虐待の防止等に関する法律第 8 条第 2 項）。

本業務において、府子ども家庭センターが受けた虐待通告のうち、府子ども家庭センターがアセスメントを行った結果、委託先への依頼が適当と判断した事案（※1）について、府子ども家庭センターからの要請に基づき、家庭訪問等により、当該児童・保護者との面会を通して、当該児童の安全確認等を行うこと。

その際、必要に応じて、市町村等が行う子育て支援サービスへのつなぎを行うなど、当該家庭が必要とする子育て支援を継続的に受けられるよう配慮すること。

〔※1 例：①子どもの泣き声を主とした通告  
②警察からの心理的虐待の通告  
③その他安全確認が必要と判断した事案 など〕

### (3) 委託上限額

71,654 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 スケジュール

平成 31 年 2 月 18 日 (月)	公募開始
平成 31 年 2 月 28 日 (木)	説明会開催
平成 31 年 3 月 6 日 (水)	質問受付締切
平成 31 年 3 月 15 日 (金)	提案書類提出締切
平成 31 年 3 月 19 日 (火)	選定委員会
平成 31 年 4 月 1 日 (月)	契約締結
平成 31 年 4 月 1 日 (月)	事業開始
平成 34 年 5 月 31 日 (火)	事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)アに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)アに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入

札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

平成31年2月18日（月）から平成31年3月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後6時まで）

###### イ 配布場所及び受付場所

大阪府福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ

住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12

電話番号：06-6941-0351（内線2430）

###### ウ 配布方法

- ・上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、子ども室家庭支援課ホームページからダウンロードできます。
- ・郵送による配布は行いません。

###### エ 受付期間

平成31年2月18日（月）から平成31年3月15日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後6時まで）

###### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

###### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類（以下書類は応募代表者が提出するものとします）

〔※提出部数：正本1部（様式1に代表者印を押印したもの）と副本7部、計8部を提出。  
添付書類は各1部提出。〕

ア 応募申込書（様式1：8部、うち押印したものは1部）

イ 企画提案書（様式2：8部、A4版で10ページ以内にまとめること）

ウ 応募金額提案書（様式3：8部）

エ 業務実施体制の組織表（様式自由：8部、各構成員の役割分担等が明示されているもの）

オ 業務実績申告書（様式4：8部）

カ 共同企業体（この業務を目的として構成された共同企業体のみ）で企画提案する場合、添付書類ク～ソは、共同企業体すべての構成員について提出すること。また、共同企業体は、以下の書類を提出すること。

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

- ② 共同企業体協定書の写し（様式 6：1 部）
- ③ 委任状（様式 7：1 部、構成員が支店等である場合で代表者から支店長等に委任する  
場合のみ）

④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）

キ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）

◆ 添付書類

ク 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください）

ケ 法人登記簿謄本（1 部）

- ・提出の日において発行日から 3 カ月以内のもの

コ 納税証明書（各 1 部）

（未納がないことの証明：提出の日において発行日から 3 カ月以内のもの）

① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し（1 部：最近 3 カ年のもの、半期決算の場合は 6 期分）

① 貸借対照表

② 損益計算書又は活動計算書

シ 障害者雇用状況報告書の写し等（1 部）

a 常用雇用労働者数が 45.5 人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 45.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
- ・インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。
- ・報告義務の方のみ提出してください。

b 常用労働者の総数が 50 人未満の事業所の場合

- ・障害者の雇用状況について 1 部

ス ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式 10：1 部）

セ 業務に携わる者の資格等の証明（1 部、「業務仕様書 9（1）及び（2）に関する者の資格等の写しもしくは経歴を示すもの（経歴書又は職務経歴書））

ソ その他事業実施に必要な要件が証明できる書面（1 部）

※提出部数：正本 1 部（様式 1 に代表者印を押印したもの）と副本 7 部、計 8 部を提出。  
添付書類は各 1 部提出。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。  
＜記入例＞  
「大阪府児童虐待相談における児童の安全確認等業務（中央・東大阪）」提案書  
特定非営利活動法人〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会の開催

本業務について、詳細な説明を行うため、提案予定者は可能な限り説明会に参加すること。

### (1) 開催日時

平成31年2月28日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで

### (2) 開催場所

福祉部福祉総務課会議室（大阪府庁 別館6階）

### (3) 申込方法

電子メールにて受け付けます。

メールアドレス：[kateishi-en-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kateishi-en-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)

（申込先：大阪府福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ）

ア メール件名に「【説明会申込：安全確認等業務】（事業者名）」と明記すること。

イ メール本文に「参加事業者名」「参加者職氏名」「連絡先」「参加人数」を記載すること。

ウ 電子メール送信後、電話での到達確認を行ってください。

確認先：大阪府福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ

電 話：06-6941-0351(内線2430)

エ 口頭、電話、FAXによる申し込みは受け付けません。

オ 会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

### (4) 説明会への申込期限

平成31年2月27日（水）午後5時まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

平成31年2月18日（月）から平成31年3月6日（水）午後6時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：[kateishi-en-04@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kateishi-en-04@gbox.pref.osaka.lg.jp)）で受け付けます。

ア メール件名に「【質問：安全確認等業務（事業者名）】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、電話での到達確認を行ってください。

ただし、電子メールの到達確認のみで、電話での質問は一切受け付けません。

確認先：大阪府福祉部子ども室家庭支援課相談支援グループ

電 話：06-6941-0351(内線 2430)

ウ 質問への回答は家庭支援課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務の目的及び内容の理解度、充実度	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の目的及び内容に関する理解や知識が十分にあるか。</li><li>・子ども家庭センターや市町村等の関係機関との連携が活かされた提案となっているか。</li><li>・家庭訪問時の心得やノウハウなど、子どもの安全確認等を実施する際の保護者や児童へのアプローチについて、効果的な方法が示されているか。</li><li>・提案者独自の工夫や特徴が盛り込まれ、高い効果が見込まれる内容が具体的に提案されているか。</li></ul>	5点
業務運営体制及び秘密の保持等【仕様書9及び10参照】	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て相談に関するスキルやノウハウ、実務経験等を有した人材を確保・配置するための手法等が具体的に示されているか。</li><li>・大阪府が求めるチーム数以上のチーム数が提案されているか。</li><li>・配置人員や業務体制などが具体的に提案されているか。</li><li>・複数年にわたり継続的に取り組めるような体制となっているか。</li><li>・本業務で得た情報の管理について、適正な方法が提案されているか。</li></ul>	25点
安全確認等業務の企画提案【仕様書11参照】	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全確認等業務の対象家庭を迅速に訪問するための事業所や交通手段等について、具体的な提案がなされているか。</li><li>・本業務を効率的・効果的に実施できる役割分担や業務フローが具体的に提案されているか。</li><li>・地の利や地元での活動実績が強みとなるような企画提案となっているか。</li><li>・提案者が実施している支援等によるフォローアップ手法が示されているか。</li><li>・子ども家庭センターからの急な依頼にも臨機応変に対応できるなど、効果的に安全確認等を実施するための工夫が具体的に提案されているか。</li></ul>	30点

安全確認等業務の 試行・検証【仕様 書 12 参照】	・研修や振り返りなど、業務従事者間や事業者内で安全確認等業務の質を維持・向上させる取組が具体的に提案されているか。 ・定例会の実施や訪問件数の集積及びデータ分析など、効果検証を行う手法等が具体的で、効果を測定できる提案となっているか。 ・家庭訪問等の依頼がない日における安全確認等業務の質向上のための取組について、具体的な提案がなされているか。	20点
実績点	・官公庁や民間企業等における類似業務の実績を有し、その業務概要などについて具体的に記述されているか。	5点
府福祉施策への 対応	大阪府の福祉施策への対応として、障がい者の雇用状況・ひとり親家庭の親の雇用状況を確認する。	5点
価格点	《価格点の算定式》(小数点以下切り捨て) 満点(10点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
		合計 100点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を家庭支援課ホームページにおいて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

\* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 \* 申込順

③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

  - ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
  - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行



保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書（様式 12）の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>

### 担当部局

大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 相談支援グループ

所在地：大阪府中央区大手前 3 丁目 2 - 1 2 別館 7 階

電話：06 - 6941 - 0351（内線 2430）